

平成28年6月17日(金)
文化財課
担当者 安(やす)
内線 5625
直通 225-1844

国史跡の追加指定等について

- 1 国の文化審議会(会長 まぶち あきこ 馬淵 明子)は、平成28年6月17日(金)に、
史跡 とうだいじりょうよこえのしょういせき 東大寺領横江 荘遺跡 しょうけあと 荘家跡 かみあらいせき 上荒屋遺跡 (白山市 金沢市)に追加指定を行い、名称を とうだいじりょうよこえのしょういせき 東大寺領横江 荘遺跡 に変更するよう、文部科学大臣に答申した。
- 2 追加指定等であり、県内の国指定史跡の件数は26件と変わらない。

とうだいじりょうよこえのしょういせき
「東大寺領横江荘遺跡」

1 名 称 東大寺領横江荘遺跡

(変更前 東大寺領横江荘遺跡 しょうけあと 荘家跡 かみあらいせき 上荒屋遺跡)

2 所在地 石川県白山市横江町、金沢市上荒屋地内

3 指定面積 64,593.12㎡

[既指定面積]

・10,669.23㎡

(荘家跡3,948.23㎡ 上荒屋遺跡6,721.00㎡)

[追加指定面積]

・53,923.89㎡

4 所有者 白山市、金沢市、個人

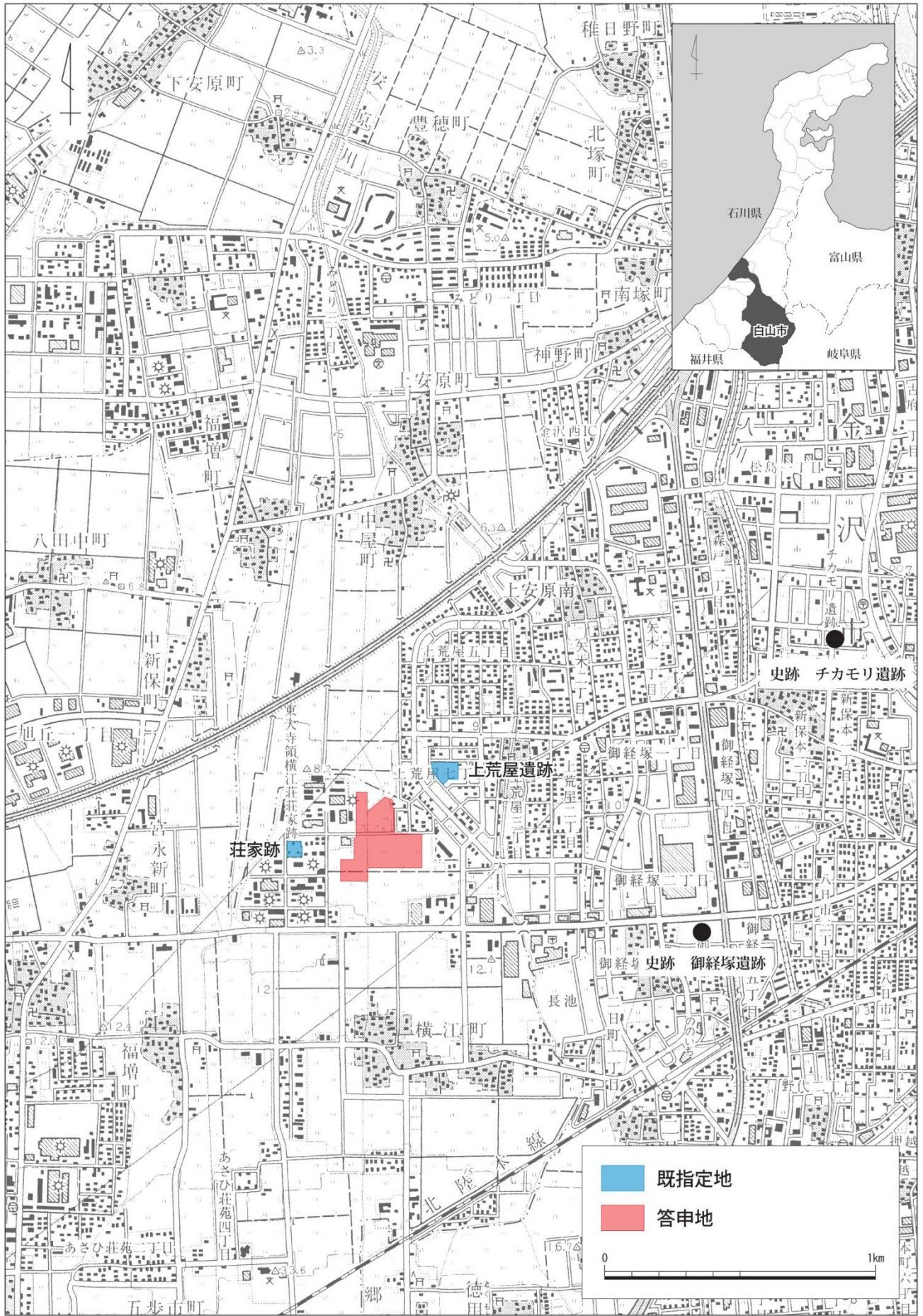
5 概 要

東大寺領横江荘遺跡は奈良時代から平安時代にかけて営まれた荘園遺跡であり、白山市と金沢市にまたがって所在する。横江荘は東大寺文書（正倉院蔵）に桓武天皇の皇女である朝原内親王あさはらないしんのうの遺領であった土地が弘仁9年（818）に東大寺に寄進されたものと記載されている荘園であり、東大寺領横江荘遺跡はその存在を実証する遺跡である。

昭和45年（1970）に白山市横江町地内において「三宅」等の墨書土器みやけとともに管理施設（荘家跡）とされる掘立柱建物跡ほったてばしらたてもものあとが発見されたことにより、昭和47年3月には荘園遺跡として初めて国史跡に指定された。

昭和62年から平成3年（1991）にかけては、金沢市の上荒屋遺跡において河川（運河）から「綾庄」あやのしょう「東庄」ひがしのしょうの墨書土器等が出土したことにより、横江荘の一部となることが判明し、平成18年7月に追加指定されている。

既指定地の間に位置する水田地帯においては、条里制じょうりせいに基づき計画的に配置された多数の倉庫群や、回廊を伴った寺院的施設等の重要な遺構が存在することがこれまでに確認されており、今回、追加指定を行うとともに名称を「東大寺領横江荘遺跡」に変更して一体的な保護を図るものである。



東大寺領横江荘遺跡の位置



寺院施設跡 門跡と塀跡 (SA802・SB120) 西から



倉庫跡 (SB25・26) 西から

用語解説

【莊園】

奈良時代の当初は律令に基づいて中央政府による土地管理が実施されていたが、人口増や財政悪化に伴い、養老7年（723）に開墾した農地が三世代にわたり私有化される三世一身法が施行された。その後、天平15年（743）に墾田の永久的私有化を認める墾田永年私財法が施行されると、資本を持つ中央貴族・寺社・土豪が活発に開墾を進め、全国に大規模な私領が多数形成された。この私領が莊園である。

【条里制】

広域の土地を格子状に地割りし、区画により土地利用を行う制度。一区画を「里」（約654m四方）と呼び、さらに「里」を6分割したものを「町」（約109m四方）と呼ぶ。

【回廊を伴った寺院的施設】

半町四方（約54m）四方の回廊状施設。延長約50mの長舎を東西に配置し、南側に柵と桁3間×桁行2間の門を持つ。中央には南面庇が附く桁行7間・梁行2間の建物等が配置されている。周辺から「寺」と墨書された土器や、瓦塔（塔の陶器製ミニチュア）、仏教用具等が出土したことから、寺院的施設と推定されている。